

教 育 委 員 会 会 議 録

令和 8 年 4 月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分	
				定 例 会	
開会場所	加悦保健センター 2 階 農事相談室			担当書記	柴 田 勝 久
会議日程	自 令和 8 年 4 月 2 8 日（火） 1 日間 至 令和 8 年 4 月 2 8 日（火）				
出席者数	委員 5 名 出席				
出席委員	教育長 長島 雅彦 委 員 樋口 潔 委 員 酒井 英隆 委 員 佐々木 和代 委 員 植田 智子				
欠席委員					
説 明 者	教育次長 柴田 勝久 学校教育課長 小谷 貴儀 社会教育課長 大江 聡 総括指導主事 井上 達夫				
署名委員	委 員 酒井 英隆 委 員 佐々木 和代				
そ の 他	【傍聴者】 なし				

会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	・ 議案第 1 号 与謝野町社会教育委員の委嘱について ・ 議案第 2 号 与謝野町公民館運営審議会委員の委嘱について ・ 議案第 3 号 与謝野町立図書館協議会委員の委嘱について	承認可決 承認可決 承認可決

協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	・ なし
報告事項	・ 報告第 1 号 与謝野町地区公民館施設管理支援補助金交付要綱の制定について ・ 報告第 2 号 与謝野町地区公民館修繕等補助金交付要綱の制定について ・ 報告第 3 号 与謝野町社会教育施設整備費補助金交付要綱の廃止について
そ の 他	・ 与謝野町教育委員会事務局組織規則の一部改正について ・ 令和 8 年度社会教育を推進するためにについて ・ 令和 8 年度事務分掌について ・ 令和 8 年度行事日程等について ・ 今後の予定について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和8年4月28日 午前9時30分から午前10時40分まで
- 2 場 所 加悦保健センター2階 農事相談室
- 3 議事の概要

[長島教育長]

それでは定刻になりましたので、令和8年度第1回与謝野町教育委員会会議を開催したいと思います。本日、会議の傍聴はありませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」についてでございますが、酒井委員と佐々木委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(両委員とも了承)

[長島教育長]

承認をいただきましたので、よろしく願いいたします。

[長島教育長]

次に、日程第2、「確認事項」といたしまして、会議録の確認をお願いいたします。はじめに3月25日に開催いたしました令和7年度第15回教育委員会会議の会議録につきまして、修正等がありますでしょうか。

(委員了承)

[長島教育長]

それでは、ご確認ただけたという事で本会議終了後に署名をお願いいたします。

[長島教育長]

続いて、日程第3、「教育長の報告」に入らせていただきます。

本日は、公私とも大変お忙しい中、令和8年度の第1回教育委員会会議にお集まりいただき、誠にありがとうございます。先程、人事異動に係る紹介・挨拶がありましたが、年度の当初は委員の皆様方にも御迷惑や御心配をおかけする事もあるかと思いますが、令和8年度も何卒よろしくお願いいたします。

先ずは、3月下旬からの南丹市の園部小学校児童の件、今月中旬に悲しい最悪の結末を迎えてしまいました。亡くなられた児童の安らかなご冥福を心よりお祈りするとともに、園部小学校の児童、先生方そして関係の皆様の深い悲しみと心の衝撃を思いますと、察するに余りあります。また、3月16日には同志社国際高校の女子生徒が、修学旅行で訪れた

沖縄辺野古沖での船の転覆事故により亡くなりました。事故後に保護者が語られた本人さんの将来の夢などをお聞きすると、胸が締め付けられる思いでございます。謹んでご冥福をお祈りしたく思います。この2つの事案ともに、命の尊さ、安心安全を守るという観点で、皆さんも多くのことを考えられたものと思います。

そして、今月14日に開催された府の校園長会議に先だって行われた午前の府内の教育長の会議において、京都府の前川教育長が、2つの命にかかわる事案について話された次に教員の不祥事が相次いでいる危機的な状況について縷々話されました。その最後に、こう述べられました。「現実として教育は人に頼っている部分が大い」が「そこには過度に人に頼ることのリスクがある」、「そのためにもそのリスクを補うシステムが必要である」「しかし、そのシステムも10年で人も代わり、システムそのものが機能不全・形骸化して機能不全に陥ってしまう、そして残念ながら同様のことが起きてしまう。」このように述べられました。私自身、昨年度の管内中学校教員の不祥事のことを思い、この言葉を噛み締めたところでございます。

少し最初が長くなり申し訳ございません。さて、早くも4月下旬になりましたが、この4月という年度初めの月は、新年度が始まったという高揚する気分とは別に、冒頭の2つの事案に加えて、レジュメにあるような事故や災害のあった月でございます。改めて「命」の尊さ、「命」の重みや安心安全の大切さを考えさせる月にせねばと思っています。

また、今年の二十四節気では、5月5日が夏の気配が感じられるという「立夏」でございます。早くも夏日となる日も出てまいりました。熱中症の心配をせねばならない季節が近づいてきたことも痛感いたしております。

続いてになりますが、ご承知のとおり、5日の与謝野町長選挙において佐賀利裕氏が当選されました。16日より執務に就いておられます。先日、お時間をいただき町の教育行政における学校・社会教育施設の今後の在り方などの諸課題について、教育委員会における議論の到達点や取組などを説明をさせていただいたところでございます。

また、本年度は現行の与謝野町教育大綱の最終年度でございます。佐賀町長による大綱改定に際しては、教育委員会の考えるところを積極的に提言していかなければと考えています。

先ず市場小学校いじめ重大事態に係る件でございますが、3月の教育委員会会議で報告させていただいた以降ですが、3月27日に与謝野町いじめ防止対策推進委員会を調査委員会、いわゆる第三者委員会的な組織による第1回会議が開催されました。第1回会議では、いじめ重大事態に係る調査を求める要望書が提出された経緯、調査委員会が目的とするところ、今後の予定などが協議されました。3月30日には私と井上指導主事が佛教大学の原清治教授を訪ね、専門的な見地から本事案の捉え方及び今後の進め方についての留意点などをご教授いただきました。翌31日には井上指導主事より要望書を提出された保護者に対して、現在までの対応や調査委員会の構成員、目的や今後の方向性などを記した文書を提示し説明をさせていただきました。

現在は第2回会議において調査・審議していただく1年時のいじめの状況と学校の対応について、市場小学校から提出された報告書を当時の関係者によって確認してもらうといった作業を進めているところでございます。

次に学校給食センター新築工事に係る工期延長に係る件でございますが、3月末の会議では、深刻な人手不足により工期を6月30日から5か月延長し、11月30日という業者側からの申し出に対して、人手不足を工期延長の理由と認めるのか否か、工期延長に対

するペナルティをどうするのか、工期延長に係る費用増加の負担をいかにすべきかなど、多くの諸課題に対して町として最終的判断をどのようにするかを調整中でございますと述べさせていただきました。その後の状況については、私からの報告の後に柴田教育次長から補足説明をさせていただきます。

続いて園・学校の様子ですが、先ず入園・入学式ですが、こども園の入園式は6日の月曜日、小学校の入学式は7日の火曜日、そして中学校は8日の水曜日、散りゆく桜が舞う中で執り行われました。令和8年度の新入生は小学校が125名、中学校が172名でありました。この3月に小学校を卒業した児童が148名、中学校が178名ですから、今年の小中の新入生の数は例外的として、全体の傾向としては少子化の流れは残念ながら確実に進んでいると言えます。委員の皆様方には、誠にお忙しい中を来賓としてご出席をお世話にいただきました。お感じになられたことを後ほど、ご発言いただければと思います。

いずれにいたしましても、新たに入園・入学しました子どもたちが、元気に安心安全な校園での生活を送れることを切に願っておりますが、忘れてはならないのは、いずれの子どもたちもコロナ禍の3年間を経験しているということです。中学校に入学した子たちは小学校の前半3年生までコロナ禍を過ごし、入学当初の大事な時に緊急事態宣言により学校が臨時休業となりました。これらのことを踏まえるならば、まだまだ心のケアについては引き続き重要な教育課題として取り組んでいくことが肝要であると考えます。

次に令和7年度の中学校卒業生の進路状況ですが、内訳などはレジュメにあるとおりでございますが、令和7年度の特徴点を二つ申し上げますと、一つは私立への進学者が前年度と比較すれば大きく減少したことがあります。高校無償化の動きで全国的には私学志向が高まっていますが、当地域においては公立高校が広き門となっていることが影響しているのではないかと考えます。もう一つの特徴は、府外私立通信制、いわゆる広域通信制と呼ばれるもので全国的に希望者が増えている流れが当地域でも年々大きなものになってきていることです。

また、先週には文部科学省の全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）が実施されました。今回は小学6年は国語・算数、中学3年は国語・数学・英語の3教科ですが、特に中学校の英語についてはICT端末・タブレットを活用し、文科省のCBTシステム（メクビット）を用いたオンラインで別日程で実施されています。お手元に英語以外の問題を置かせていただいておりますので、お時間のあります時に、ご覧いただければと思います。なお、次年度からはすべての科目がCBTシステムで実施されると聞いています。

次に祭の話になりますが、先週末より加悦谷祭、5月1日には岩滝祭、そして3日・4日には三河内祭が執り行われます。コロナ禍を経て地区による若干の違いはありますが、祭の復活がさらに進むこと、かつ女子が太刀振りなどに加わるという動きが当たり前になることを願いたく思います。いずれにいたしましても、子どもたちが地域の伝統文化に触れる機会、地域の人々とのつながりを深める機会が確かなものになることを願っています。

そして、これからの大きな行事ですが、レジュメにあるとおりです。5月9日の土曜日には第75回となる阿蘇海一周マラソン大会が開催され、23日の土曜日には各小学校の運動会が開催されます。中学校の修学旅行の日程はレジュメのとおりでございます。無事にこれらの諸行事が行われ、子どもたちの活躍や元気な姿が見られ、意義あるものとなることを願っております。

次に16日に開催されました校園長会議では、本町・組合の教育大綱及び学校教育の重

点を踏まえて、校園長にレジュメにあるとおりの教育実践において大切にしたいことを訓示したところでございます。

そして今後の日程になりますが、5月26日の木曜日には丹後地方教育委員会連合会定期総会が本町で、5月29日の金曜日には京都府市町村教育委員会連合会定期総会が京都府総合教育センターで開催されます。委員の皆様には誠に忙しい中をご無理を申しますが、何卒よろしくお願いいたします。

また、31日の日曜日には、第18回よさの大江山登山マラソンが開催されます。大江山総合運動公園グラウンド入り口の工事と熱中症リスクの低減を図るため開催時期を変更した初年度になります。参加者数は727名と聞いております。ちなみに前は959名でございました。

それでは本日も多くの審議・報告事項がございますが、この後、よろしくお願いいたします。

[長島教育長]

柴田教育次長から、給食センター工期延長に係る部分についての説明をお願いします。

(柴田教育次長より資料に基づき説明)

[長島教育長]

給食センターの工期延長に係る部分について補足の説明をさせていただきました。

私からの報告についてのご質問、入学式のご感想がございましたら、お願いできたらと思います。

[樋口委員]

私は、山田小学校と海洋高等学校の入学式に行って参りました。山田小学校は9名の新生があり、男の子はそのうち2名。少し男女比に差がありますので、これから成長していくにつれて、気になる事が出る場合もあるのかと思いました。

入学児童も全員おとなしく座っていたので良かったと思いますし、これから新しい学校生活に緊張しながらも、いろんな希望を持ちながら入学式に臨んでいただけたのでは無いかと思っています。1つ感心したのは、児童の代表、在校生代表が新生に向けて、お話をしたのですけれども新生に向けただけでは無く、話の締めの部分で、在校生に向けて山田小学校全員でより良い小学校にしていましようというお話をされました。それがすごく心に残りました。今までいろんな学校に行ってきた中で、そういった事を話されたのが珍しかったので、校長先生に「自発的に発言されたのですか」という事をあとで、お会いする機会があった時にお聞きしたら、「そうです。」「みんなでそうやって頑張っていていこうという気持ちが出たのだと思いますよ」という事でしたので、感心いたしました。

あと海洋高等学校の方に行かせていただきました。今年度は49校の中学校から新生が入られたという事です。残念ながら定員には少し届かず、定員割れという状況だったのですが、それこそ専門課程のある学校に向けて入学されたので、いろんな希望を持って入学されたのでは無いかと思っています。35%程がこれから親元を離れて寮生活をされるという事ですので、生活環境が変化する中で、希望に満ちた姿を拝見することがで

きました。また与謝野町からも9名が、今年度新入生として入ったという事を伺っています。去年よりも多かったという事も校長先生の方からお話がありました。

[長島教育長]

他の委員の方で、ご感想等ございましたらお願いをします。

[植田委員]

岩滝小学校の入学式と橋立中学校に行って参りました。岩滝小学校の感想を少し述べさせていただきます。KYTでご覧になったかも知れませんが、かなりマイペースなお子様が多くて、後ろを向いたり、横のお子様と喋ったりする児童が数名では無く、少ないとは言えない程度いらっしゃいました。今年2年生になった子ども達も、そういった部分もあったのかと思うのですが、それ以上に目につきました。橋立中学校の方はいつも通り、小学校だったお子さんが頑張りますという風に述べられて、制服をきちん着ている姿が印象的でした。

[佐々木委員]

加悦小学校と加悦中学校の方に参りました。加悦小学校は、卒業生と入学生がほぼ同数とのことで、1クラス35名という人数が多いですねという話をしていたのですが、児童数は、教育長がおっしゃられた様に、学校全体では、そんなに変わりが無かったという事が1つの感想です。中学校は中学生らしく、しっかり式に臨んでいたのかと思うのですが、小学生も小学生らしい姿が見られました。

[長島教育長]

私は、市場小学校と江陽中学校と宮津天橋高校に行かさせていただきました。市場小学校につきましては、他の委員の方々も言われましたが、少し落ち着きが無いなという感想です。先生が横につき、式の最初から終わりまで、なだめたり、次の動作を指示するという様なケアをしながらといった児童が複数いましたので、これからどういう風にして落ち着いて小学校生活を送って行くかが心配でありながらも成長を期待しなければならないという思いがしました。

江陽中学校の方は、やはり4小学校から集まっているものですから、お互いが緊張しながらも中学校生活には期待を持っているという、そうした表情だなという風に思った所です。

宮津天橋高校は、合同で宮津学舎と加悦谷学舎の生徒が入学式をするのですが、今年度は学舎共々、動作が同じになっていましたので、指導が本当に統一化されてきたと感じました。パンフレット等をどこに置くかという違いが過去にあったのですが、そうした違いもなく、1つの学校になってきたという事を改めて痛感した所であります。

ただ小学校の入学生が125名で、去年は101名でしたね。少し人数が多くなったのですが、125を6割っていただいたら、20という事です。令和7年度に生まれた与謝野町の子供は70人程なので、これからの事を思いますと6年後には72人程度であったと思います。それ位まで減っていくという事を想定した時に、学校再編の課題は、待った無しで来るのだなという事を痛感しました。72を6で割っても10数人なのですけれども、岩滝と加悦はそれぞれ人数がまだいる訳ですから、それ以外の野田川4校の人数の少

なさというものは際立ってきます。そういう心配というものを改めて感じた所であります。そのあたりの事を、佐賀町長にも具体的に言って行く中で、どうしても答えを出さなければいけない時というのは、今、来ていますという事をお話をさせていただいた所です。

[長島教育長]

次に、日程第4、「審議事項」に入らせていただきます。
議案第1号「与謝野町社会教育委員の委嘱について」を議題とします。

[長島教育長]

提案理由等について 大江社会教育課長が説明いたします。

(大江社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

(委員からの質問無し)

[長島教育長]

それでは、議案第1号「与謝野町社会教育委員の委嘱について」を提案の通り承認される方は挙手をお願いをします。

[長島教育長]

挙手全員でございます。よって議案第1号「与謝野町社会教育委員の委嘱について」は提案の通り承認されました。

[長島教育長]

次に、議案第2号「与謝野町公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。

[長島教育長]

提案理由等について 大江社会教育課長が説明いたします。

(大江社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

(委員からの質問無し)

[長島教育長]

それでは、議案第2号「与謝野町公民館運営審議会委員の委嘱について」を承認される

方は挙手をお願いをします。

[長島教育長]

挙手全員でございます。よって議案第2号「与謝野町公民館運営審議会委員の委嘱について」は、提案の通り承認されました。

[長島教育長]

次に、議案第3号「与謝野町立図書館協議会委員の委嘱について」を議題とします。

[長島教育長]

提案理由等について 大江社会教育課長が説明いたします。

(大江社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

[樋口委員]

他の運営委員審議会もそうなのですが。委嘱期間が4月1日からという事で始まっている訳ですね。例えば、内諾を得る期間等も考えますと、このタイミングでの提案になったと思うのですけれども、もう既に決まっている事について承認という事になってしまいますので、委員の任期が始まるまでに、提案していただき、承認するのが本来であると思われる。

このタイミングで提案された理由を教えてくださいありがとうございます。

[大江社会教育課長]

まさしく委員ご指摘の通りでございます。本来でしたら3月中に候補者を固めまして、教育委員会でご報告・提案いたしまして、お認めいただくという事が筋であると重々に承知しています。遅くなった理由の1つは、小中学校から選出の委員がありまして、こちらにつきましては、校長会の役割が決まらなないと決められないという事がありまして、どうしても4月に入ってしまうということですので、その点をご理解いただければという風に思います。

[長島教育長]

樋口委員よろしいでしょうか。

[樋口委員]

はい、了解いたしました。

[長島教育長]

それでは、議案第3号「与謝野町立図書館協議会委員の委嘱について」を提案の通り承認される方は挙手をお願いをします。

[長島教育長]

挙手全員でございます。よって議案第3号「与謝野町立図書館協議会委員の委嘱について」は、提案の通り承認されました。

[長島教育長]

次に、日程第5、「報告事項」に入らせていただきます。報告第1号「与謝野町地区公民館施設管理支援補助金交付要綱の制定について」、大江社会教育課長が報告いたします。

(大江社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

(委員からの質問無し)

[長島教育長]

続きまして、報告第2号「与謝野町地区公民館修繕等補助金交付要綱の制定について」、それに合わせまして、報告第3号「与謝野町社会教育施設整備費補助金交付要綱の廃止について」、大江社会教育課長が報告いたします。

(大江社会教育課長から資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

[樋口委員]

この要綱の整理をする事によって、町が運営していた公民館と、各地区が運営していた公民館との補助金の差が無くなるという旨の説明であったという事なのでしょうか。

[大江社会教育課長]

完全に無くなるという所までは行かないのですが、おおむね解消の方向に向かっていくという事となります。

[樋口委員]

改正後は、町の負担が増えるという理解をしてよろしいですか。

[大江社会教育課長]

地区所有の公民館に対して不均衡があった様に思います。

これを是正していこうというこの補助金につきましては、町の負担というのは増えることとなります。一方で、これまで町が直接実施していた修繕について、地区に移行された

場合に補助をするという場合につきましては、これは実施してみないと分からない部分はあるのですが、これまでの傾向等を考えますと、どちらかと言いますと町の方の負担が下がる傾向になるのでは無いかと予測をしています。

[長島教育長]

他の皆様はよろしいでしょうか。

[佐々木委員]

町の所有する公民館と地区の所有する公民館の違いは何なのでしょう。

[大江社会教育課長]

旧町時代からその成り立ちがありまして、野田川地域の公民館につきましては野田川町時代に、所有名義を全て町に変えたという経緯があります。それに対しまして、加悦地域と岩滝地域の公民館につきましては、所有と運営が地区であったという経緯があります。そこからスタートしまして、岩滝地域は男山、加悦で言いますと後野と明石公民館ですけれども、こちらの公民館が建て替えのタイミングで地区と協議をする中で、所有名義をどうしますかと相談した結果、変更となりまして3館は町有の公民館に変更しました。温江公民館につきましては、同様に協議をしたのですけれども、これは地区の所有名義となりました。

[酒井委員]

形として、町立公民館と町立の地区公民館と、地区の所有名義の公民館の三つの形態があるという事ですかね。

[大江社会教育課長]

全て町立の公民館です。これは公民館条例で定められた町立の公民館なのですが、3分野で言いますと、町が所有名義を持ちまして町が直接運営している公民館が3館。そして地区の方に管理運営をお願いしている公民館が20館あるのですけれども、その内、所有名義が町の公民館が10、所有名義が地区の公民館が10となります。

[佐々木委員]

公民館を今後どうするのかという話が出てくると思うのです。差異がある事で、何か不具合が生じる事はあるのでしょうか。

[大江社会教育課長]

これまではそういった事を話していく中で先ほど申し上げました様に、所有名義の差によりまして地区負担の差というのがあるという事が分かって参りまして、その是正を求める声がありましたので、今回の補助制度を整えて一定、解消の方向に向かって行こうというものであります。

[長島教育長]

続きまして、日程第5「その他」に入らせていただきます。初めに「与謝野町教育委員会事務局組織規則の一部改正について」、大江社会教育課長が説明いたします。

(大江社会教育課長より資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

(委員からの質問無し)

[長島教育長]

続きまして、「令和8年度社会教育を推進するためにについて」、大江社会教育課長が説明いたします。

(大江社会教育課長より資料に基づき説明)

[長島教育長]

続きまして、「令和8年度事務分掌について」、柴田教育次長が説明いたします。

(柴田教育次長より資料に基づき説明)

[長島教育長]

何か、ご質問等ございますか。

(委員からの質問無し)

[長島教育長]

続きまして、「令和8年度行事日程等について」、柴田教育次長が説明いたします。

(柴田教育次長より資料に基づき説明)

[長島教育長]

それでは、他に事務局からありましたらお願いします。

[柴田教育次長]

次回の教育委員会議の日程調整をさせていただきたいです。

(次回、教育委員会議及び各行事等の日程調整)

[柴田教育次長]

次回の教育委員会議については、5月26日(火)の午後1時からお世話になりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

[長島教育長]

以上で本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

午前10時40分 終了

教育長

委 員

委 員

書 記

教 育 委 員 会 日 程

日 時：令和 8 年 4 月 2 8 日（火）

午前 9 時 3 0 分～

場 所：加悦保健センター 2 階農事相談室

日程第 1 会議録署名委員の指名

酒井委員 佐々木委員

日程第 2 確認事項

会議録の確認

日程第 3 教育長の報告

日程第 4 審議事項

議案第 1 号 与謝野町社会教育委員の委嘱について

議案第 2 号 与謝野町公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第 3 号 与謝野町立図書館協議会委員の委嘱について

日程第 5 報告事項

報告第 1 号 与謝野町地区公民館施設管理支援補助金交付要綱の制定について

報告第 2 号 与謝野町地区公民館修繕等補助金交付要綱の制定について

報告第 3 号 与謝野町社会教育施設整備費補助金交付要綱の廃止について

日程第 6 その他

- ・与謝野町教育委員会事務局組織規則の一部改正について
- ・令和 8 年度社会教育を推進するためにについて
- ・令和 8 年度事務分掌について
- ・令和 8 年度行事日程等について
- ・今後の予定について

5/26（火）15：00～ 丹後教科用図書採択地区協議会

5/26（火）16：00～ 丹後地教委連定期総会

5/29（金）13：30～ 京都府教委連定期総会・研修会

議案第 1 号

与謝野町社会教育委員の委嘱について

次の者を与謝野町社会教育委員に委嘱したいので、与謝野町社会教育委員に関する条例第 2 条により教育委員会の承認を求める。

令和 8 年 4 月 2 8 日提出

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

氏 名	住 所 等	選出母体等	備 考
田中 仁美	三河内	与謝野町婦人会	新規
大松 智史	岩滝	与謝野町青少年育成会	
糸井 英晃	弓木	与謝野町スポーツ協会	
細井 昭男	加悦奥	与謝野町文化協会	
白数 孝道	江陽中学校長	与謝野町校園長会	新規
竹下 琢哉	石川小学校長	与謝野町校園長会	新規
丸山 さやか	算所	有識者（社会教育士）	
堀井 健司	加悦奥	有識者（加悦地域）	
大泉 珠希	岩滝	有識者（岩滝地域）	
安岡 孝子	幾地	有識者（野田川地域）	

委嘱期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 1 0 年 3 月 3 1 日（2 年）

議案第 2 号

与謝野町公民館運営審議会委員の委嘱について

次の者を与謝野町公民館運営審議会委員に委嘱したいので、与謝野町立公民館条例第 5 条により教育委員会の承認を求める。

令和 8 年 4 月 2 8 日提出

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

氏 名	住 所 等	選出母体等	備 考
田中 仁美	三河内	与謝野町婦人会	新規
大松 智史	男山	与謝野町青少年育成会	
糸井 英晃	弓木	与謝野町スポーツ協会	
細井 昭男	加悦奥	与謝野町文化協会	
白数 孝道	江陽中学校長	与謝野町校園長会	新規
竹下 琢哉	石川小学校長	与謝野町校園長会	新規
丸山 さやか	算所	有識者（社会教育士）	
堀井 健司	加悦奥	有識者（加悦地域）	
大泉 珠希	岩滝	有識者（岩滝地域）	
安岡 孝子	幾地	有識者（野田川地域）	

委嘱期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 1 0 年 3 月 3 1 日（2 年）

議案第 3 号

与謝野町立図書館協議会委員の委嘱について

次の者を与謝野町立図書館協議会委員に委嘱したいので、与謝野町立図書館条例（平成 1 8 年与謝野町条例第 1 0 3 号）第 5 条により、教育委員会の承認を求める。

令和 8 年 4 月 2 8 日提出

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

氏 名	住所等	選出母体・所属等	備考
堀口 美佳	かえでこども園長	与謝野町校園長会	新規
安達 佳代子	加悦小学校校長	与謝野町校園長会	新規
茂籠 のぞみ	下山田	元小学校長	新規
廣谷 尚美	算所	図書館利用者	新規
白数 孝道	江陽中学校校長	与謝野町校園長会	
小長谷 建	上山田	図書館利用者	
水上 省吾	岩滝	元地区公民館主事	
三田 あゆ美	男山	読書ボランティア	
安井 美栄子	明石	図書館利用者	

委嘱期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 1 0 年 3 月 3 1 日（2 年）

報告第1号

与謝野町教育委員会告示第7号

与謝野町地区公民館施設管理支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

与謝野町教育委員会

教育長 長 島 雅 彦

与謝野町地区公民館施設管理支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、与謝野町補助金等の交付に関する規則（平成18年与謝野町規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、区が所有する地区公民館の適正な管理に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区公民館 与謝野町立公民館条例（平成18年与謝野町条例第102号。以下「条例」という。）第1条の規定により設置する公民館（与謝野町立中央公民館、与謝野町立加悦地域公民館及び与謝野町立岩滝地域公民館を除く。）であって区が所有するものをいう。
- (2) 地区公民館使用・管理協定書 地区公民館として地域住民の社会教育活動に使用するとともに、地区公民館の適正な維持管理を図るため、与謝野町教育委員会と区との役割分担、地区公民館の管理の内容その他必要な事項を定めるものをいう。
- (3) 区 地区公民館使用・管理協定書に基づき、地区公民館の管理を行う自治会をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、区とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、地区公民館の管理に係る事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるところによる。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に別表の補助率を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、与謝野町地区公民館施設管理支援補助金交付申請書（様式第1号）に係る書類を添えて教育長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、与謝野町地区公民館施設管理支援補助金補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付申請者に通知するものとする。

(変更承認)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が第7条の交付申請書の記載事項の内容を変更しようとするときは、あらかじめ与謝野町地区公民館施設管理支援補助金変更承認申請書（様式第3号）を教育長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

- (1) 補助対象経費の増減の額が変更前の補助対象経費の20パーセントに相当する額を超える変更でない場合
- (2) 前条の交付の決定を受けた補助金の額の増額を求めるものでない場合
- (3) 補助対象事業の内容、期間その他主要な事項について、重大な変更がない場合

2 教育長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを承認し、与謝野町地区公民館施設管理支援補助金変更承認通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業の完了後14日以内又は交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、与謝野町地区公民館施設管理支援補助金実績報告書（様式第5号）に係る書類を添えて教育長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第 1 1 条 教育長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を精査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、与謝野町地区公民館施設管理支援補助金確定通知書（様式第 6 号）により、補助事業者に通知するものとする。

（概算払）

第 1 2 条 教育長は、補助対象事業の目的を達成するため必要があると認めるときは、交付決定の額を限度として概算払により補助金を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、第 8 条又は第 9 条第 2 項の通知を受けた後、与謝野町地区公民館施設管理支援補助金概算払請求書（様式第 7 号）を教育長に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第 1 3 条 教育長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

（補助金の返還）

第 1 4 条 教育長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関する補助金を既に交付しているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（関係書類の保存）

第 1 5 条 補助事業者は、補助対象事業に係る収支の事実を明らかにした帳簿その他証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存するものとする。

（その他）

第 1 5 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条、第6条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
浄化槽の保守点検、清掃作業 及び法定検査に係る費用	10／10以内	—
消防設備点検料	10／10以内	—
消防設備修繕費	10／10以内	—
消耗品費	10／10以内	36,000円
火災保険料	10／10以内	延床面積（㎡）に構造別標準単価（円/㎡）を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と実支払保険料額のいずれか低い額

備考 構造別標準単価は、町所有の構造別の実支払保険料合計（円）÷町所有の構造別の延床面積合計（㎡）とする。

与謝野町教育委員会告示第8号

与謝野町地区公民館修繕等補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

与謝野町地区公民館修繕等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、与謝野町補助金等の交付に関する規則（平成18年与謝野町規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、与謝野町（以下「町」という。）が所有する地区公民館について、地域の実情に即した迅速かつ効率的な施設管理を図るため、与謝野町教育委員会（以下「教育委員会」という。）と区が合意の上で区が行う修繕等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区公民館 与謝野町立公民館条例（平成18年与謝野町条例第102号）第1条の規定により設置する公民館（与謝野町立中央公民館、与謝野町立加悦地域公民館及び与謝野町立岩滝地域公民館を除く。）であって町が所有するものをいう。
- (2) 地区公民館管理協定書 地区公民館として地域住民の社会教育活動に使用するとともに、地区公民館の適正な維持管理を図るため、教育委員会と区との役割分担、地区公民館の管理の内容その他必要な事項を定めるものをいう。
- (3) 区 地区公民館管理協定書に基づき、地区公民館の管理を行う自治会をいう。

(4) 修繕等 区が地区公民館の機能維持又は安全確保を目的として行う修繕、補修、設備の更新その他これに類する行為であつて、教育委員会が適当と認めるものをいう。

(5) 修繕等実施合意書 区が地区公民館の修繕等を行うことについて、教育委員会と区で合意した文書をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、区とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件のいずれにも該当する修繕等とする。

(1) 地区公民館管理協定書に基づき、教育委員会と区が事前に修繕等実施合意書により合意したものであること。

(2) 修繕等実施合意書により、修繕内容、施工方法及び費用負担が明確にされていること。

(3) 建物の構造又は法令適合性に重大な影響を及ぼさないものであること。

(4) 補助金の交付の決定前に着手していないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要な次に掲げる経費とする。

(1) 修繕費

(2) 材料費

(3) 設備更新費

(4) その他教育長が必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する経費は、補助対象経費としない。

(1) 区の運営経費

(2) 区の運営に携わっている者の人件費

(3) 解体撤去費（施設等整備と一体となつて行うものを除く。）

(4) 用地取得費

(5) 備品購入のみを目的とする経費

(6) その他教育長が不適当と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額（この額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、与謝野町地区公民館修繕等補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて教育長に提出しなければならない。

（交付決定）

第8条 教育長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、与謝野町地区公民館修繕等補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付申請者に通知するものとする。

（変更承認）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が第7条の交付申請書の記載事項の内容を変更しようとするときは、あらかじめ与謝野町地区公民館修繕等補助金変更承認申請書（様式第3号）を教育長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

- (1) 補助対象経費の増減の額が変更前の補助対象経費の20パーセントに相当する額を超える変更でない場合
- (2) 前条の交付の決定を受けた補助金の額の増額を求めるものでない場合
- (3) 補助対象事業の内容、期間その他主要な事項について、重大な変更がない場合

2 教育長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを承認し、与謝野町地区公民館修繕等補助金変更承認通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了後14日以内又は交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、与謝野町地区公民館修繕等補助金実績報告書（様式第5号）を教育長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条 教育長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を精査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、与謝野町地区公民館修繕等補助金確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（概算払）

第12条 教育長は、補助対象事業の目的を達成するため必要があると認めるときは、交付決定の額を限度として概算払により補助金を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは

、第8条又は第9条第2項の通知を受けた後、与謝野町地区公民館修繕等補助金概算払請求書（様式第7号）を教育長に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 教育長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

（補助金の返還）

第14条 教育長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関する補助金を既に交付しているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（関係書類の保存）

第15条 補助事業者は、補助対象事業に係る収支の事実を明らかにした帳簿その他証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

報告第 3 号

与謝野町教育委員会告示第 9 号

与謝野町社会教育施設整備費補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 1 日

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

与謝野町社会教育施設整備費補助金交付要綱を廃止する告示

与謝野町社会教育施設整備費補助金交付要綱（平成 1 8 年与謝野町教育委員会告示第 4 号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 33 号

与謝野町教育委員会事務局組織規則の一部改正について

与謝野町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。

令和 8 年 3 月 25 日提出

与謝野町教育委員会
教育長 長 島 雅 彦

提案理由

与謝野町教育委員会事務局の所管事務について、所要の改正を行うものである。

与謝野町教育委員会規則第3号

与謝野町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

与謝野町教育委員会事務局組織規則（平成18年与謝野町教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号イ(二)を次のように改める。

(二) 学校運営協議会に関すること。

第3条第2号ア中(ヒ)を(フ)とし、(テ)から(ハ)までを(ト)から(ヒ)までとし、同号ア(ツ)中「学校運営協議会及び」を削り、同号ア(ツ)を同号ア(テ)とし、同号ア(チ)中「(ケ)から(タ)」を「(コ)から(チ)」に改め、同号ア(チ)を同号ア(ツ)とし、同号ア中(ク)から(タ)までを(ケ)から(チ)までとし、(キ)の次に次のように加える。

(ク) 公用車の管理運行に関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

与謝野町教育委員会事務局組織規則(平成18年与謝野町教育委員会規則第4号)新旧対照表

現 行	改 正 案
(課及び係の事務分掌) 第3条 課及び係の事務分掌は、次に掲げるとおりとする。 (1) 学校教育課 ア 総務係 (ア) 教育委員会の会議に関すること。 (イ) 教育計画に関すること。 (ウ) 教育委員会連合会に関すること。 (エ) 教育費の予算編成及び決算に関すること。 (オ) 例規の制定及び改廃に関すること。 (カ) 叙勲及び表彰に関すること。 (キ) 情報公開に関すること。 (ク) 教育広報に関すること。 (ケ) 奨学金に関すること。 (コ) 事務局職員の人事、給与、服務及び研修に関すること。 (サ) 学校の設置、廃止及び位置変更に関すること。 (シ) 事務局職員の労働安全及び公務災害に関すること。 (ス) 公印の保管に関すること。 (セ) 公用車の管理運行に関すること。	(課及び係の事務分掌) 第3条 課及び係の事務分掌は、次に掲げるとおりとする。 (1) 学校教育課 ア 総務係 (ア) 教育委員会の会議に関すること。 (イ) 教育計画に関すること。 (ウ) 教育委員会連合会に関すること。 (エ) 教育費の予算編成及び決算に関すること。 (オ) 例規の制定及び改廃に関すること。 (カ) 叙勲及び表彰に関すること。 (キ) 情報公開に関すること。 (ク) 教育広報に関すること。 (ケ) 奨学金に関すること。 (コ) 事務局職員の人事、給与、服務及び研修に関すること。 (サ) 学校の設置、廃止及び位置変更に関すること。 (シ) 事務局職員の労働安全及び公務災害に関すること。 (ス) 公印の保管に関すること。 (セ) 公用車の管理運行に関すること。

(ソ) 文書の収受及び発送に関すること。

(タ) 事務局の庶務に関すること。

(チ) 学校施設の基本計画及び実施計画に関すること。

(ツ) 学校施設の整備及び維持補修費に関すること。

(テ) 学校施設の補助事業に関すること。

(ト) 学校施設の防災に関すること。

(ナ) 学校施設の施設台帳及び財産台帳に関すること。

(ニ) 教職員住宅に関すること。

(ヌ) 教育に関する事務の管理及び施行の状況の点検及び評価に関すること。

(ネ) 一般職非常勤職員に関すること。

(ノ) 寄付採納に関すること。

(ハ) 事務局職員の任免、服務及び福利厚生に関すること。

(ヒ) その他他の係に属さないこと。

イ 学校教育係

(ア) 学校教育計画の立案に関すること。

(イ) いじめ又は不登校の相談その他学校教育に係る相談に関すること。

(ウ) 教育研究会等の指導助言に関すること。

(エ) 外国語指導助手に関すること。

(ソ) 文書の収受及び発送に関すること。

(タ) 事務局の庶務に関すること。

(チ) 学校施設の基本計画及び実施計画に関すること。

(ツ) 学校施設の整備及び維持補修費に関すること。

(テ) 学校施設の補助事業に関すること。

(ト) 学校施設の防災に関すること。

(ナ) 学校施設の施設台帳及び財産台帳に関すること。

(ニ) 教職員住宅に関すること。

(ヌ) 教育に関する事務の管理及び施行の状況の点検及び評価に関すること。

(ネ) 一般職非常勤職員に関すること。

(ノ) 寄付採納に関すること。

(ハ) 事務局職員の任免、服務及び福利厚生に関すること。

(ヒ) その他他の係に属さないこと。

イ 学校教育係

(ア) 学校教育計画の立案に関すること。

(イ) いじめ又は不登校の相談その他学校教育に係る相談に関すること。

(ウ) 教育研究会等の指導助言に関すること。

(エ) 外国語指導助手に関すること。

- (オ) 就学事務に関する事。
- (カ) 就学指導に関する事。
- (キ) 学校保健及び学校安全に関する事。
- (ク) 学校の規模の適正化等の調査及び検討に関する事。
- (ケ) 学校再配置に関する事。
- (コ) 教科書の採択に関する事。
- (サ) 通学区域に関する事。
- (シ) 学級編制に関する事。
- (ス) 学校経営、教育活動及び教育課程に関する事。
- (セ) 研究指定校に関する事。
- (ソ) 指導主事の服務に関する事。
- (タ) 教職員及び講師の任免及び内申に関する事。
- (チ) 教職員の免許更新及び研修に関する事。
- (ツ) 教職員の服務、公務災害及び給与事務に関する事。
- (テ) 学校の管理運営予算及び学校教育予算の執行に関する事。
- (ト) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び報酬に関する事。
- (ナ) 学校教育に係る統計調査に関する事。
- (ニ) 幼稚園に係る町長部局との調整に関する事。

- (オ) 就学事務に関する事。
- (カ) 就学指導に関する事。
- (キ) 学校保健及び学校安全に関する事。
- (ク) 学校の規模の適正化等の調査及び検討に関する事。
- (ケ) 学校再配置に関する事。
- (コ) 教科書の採択に関する事。
- (サ) 通学区域に関する事。
- (シ) 学級編制に関する事。
- (ス) 学校経営、教育活動及び教育課程に関する事。
- (セ) 研究指定校に関する事。
- (ソ) 指導主事の服務に関する事。
- (タ) 教職員及び講師の任免及び内申に関する事。
- (チ) 教職員の免許更新及び研修に関する事。
- (ツ) 教職員の服務、公務災害及び給与事務に関する事。
- (テ) 学校の管理運営予算及び学校教育予算の執行に関する事。
- (ト) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び報酬に関する事。
- (ナ) 学校教育に係る統計調査に関する事。
- (ニ) 学校運営協議会に関する事。

ウ 学校給食係

(ア) センター給食に関する事。

(イ) 自校給食に関する事。

(2) 社会教育課

ア 社会教育係

(ア) 社会教育計画に関する事。

(イ) 社会教育委員会議に関する事。

(ウ) 公民館運営審議会に関する事。

(エ) 公民館の管理運営等に関する事。

(オ) 図書館(分室を含む。)の管理運営等に関する事。

(カ) (エ)及び(オ)に掲げるもの以外の社会教育施設の管理運営等に関する事。

(キ) 社会教育の調査統計に関する事。

(ク) 放課後児童健全育成事業に関する事。

(ケ) 青少年教育及び青少年団体に関する事。

(コ) 女性教育及び女性団体に関する事。

(サ) 成人教育及び成人団体に関する事。

(シ) 高齢者教育及び高齢者団体に関する事。

(ス) 障害者教育及び障害者団体に関する事。

(セ) 人権教育に関する事。

ウ 学校給食係

(ア) センター給食に関する事。

(イ) 自校給食に関する事。

(2) 社会教育課

ア 社会教育係

(ア) 社会教育計画に関する事。

(イ) 社会教育委員会議に関する事。

(ウ) 公民館運営審議会に関する事。

(エ) 公民館の管理運営等に関する事。

(オ) 図書館(分室を含む。)の管理運営等に関する事。

(カ) (エ)及び(オ)に掲げるもの以外の社会教育施設の管理運営等に関する事。

(キ) 社会教育の調査統計に関する事。

(ク) 公用車の管理運行に関する事。

(ケ) 放課後児童健全育成事業に関する事。

(コ) 青少年教育及び青少年団体に関する事。

(サ) 女性教育及び女性団体に関する事。

(シ) 成人教育及び成人団体に関する事。

(ス) 高齢者教育及び高齢者団体に関する事。

(セ) 障害者教育及び障害者団体に関する事。

(ソ) 人権教育に関する事。

(ソ) 国際交流に関すること。

(タ) 芸術文化に関すること。

(チ) (ケ)から(タ)に掲げるもの以外の生涯学習に関すること。

(ツ) 学校運営協議会及び地域学校協働活動に関すること。

(テ) スポーツ振興計画に関すること。

(ト) スポーツ推進委員に関すること。

(ナ) 社会体育施設の管理運営等に関すること。

(ニ) 社会体育施設の防災に関すること。

(ヌ) 学校体育施設の開放事業に関すること。

(ネ) 社会体育調査統計に関すること。

(ノ) スポーツ団体及びレクリエーション団体の指導育成に関すること。

(ハ) 総合型スポーツクラブに関すること。

(ヒ) その他社会教育全般に関すること。

イ 文化財保護係

(ア) 文化財保護保存活用基本計画に関すること。

(イ) 文化財保護委員会に関すること。

(ウ) 文化財の保護保存及び活用に関すること。

(エ) 教育文化施設の管理運営に関すること。

(オ) 埋蔵文化財の発掘調査に関すること。

(タ) 国際交流に関すること。

(チ) 芸術文化に関すること。

(ツ) (コ)から(チ)に掲げるもの以外の生涯学習に関すること。

(テ) _____地域学校協働活動に関すること。

(ト) スポーツ振興計画に関すること。

(ナ) スポーツ推進委員に関すること。

(ニ) 社会体育施設の管理運営等に関すること。

(ノ) 社会体育施設の防災に関すること。

(ネ) 学校体育施設の開放事業に関すること。

(ノ) 社会体育調査統計に関すること。

(ハ) スポーツ団体及びレクリエーション団体の指導育成に関すること。

(ヒ) 総合型スポーツクラブに関すること。

(フ) その他社会教育全般に関すること。

イ 文化財保護係

(ア) 文化財保護保存活用基本計画に関すること。

(イ) 文化財保護委員会に関すること。

(ウ) 文化財の保護保存及び活用に関すること。

(エ) 教育文化施設の管理運営に関すること。

(オ) 埋蔵文化財の発掘調査に関すること。

- (カ) 文化財補助事業に関すること。
- (キ) 文化財の管理調査に関すること。
- (ク) 伝統的建造物群保存地区に関すること。
- (ケ) 歴史資料及び民俗資料の保存収集に関すること。
- (コ) 史跡、名勝及び天然記念物に関すること。
- (サ) 有形文化財及び無形文化財に関すること。
- (シ) 民俗文化財に関すること。
- (ス) 文化的景観に関すること。
- (セ) 教育行政資料の収集に関すること
- (ソ) 俳句及び短歌の振興に関すること
- (タ) 美術工芸品に関すること
- (チ) 与謝野町俳句大会に関すること

- (カ) 文化財補助事業に関すること。
- (キ) 文化財の管理調査に関すること。
- (ク) 伝統的建造物群保存地区に関すること。
- (ケ) 歴史資料及び民俗資料の保存収集に関すること。
- (コ) 史跡、名勝及び天然記念物に関すること。
- (サ) 有形文化財及び無形文化財に関すること。
- (シ) 民俗文化財に関すること。
- (ス) 文化的景観に関すること。
- (セ) 教育行政資料の収集に関すること
- (ソ) 俳句及び短歌の振興に関すること
- (タ) 美術工芸品に関すること
- (チ) 与謝野町俳句大会に関すること

令和 8 年度

社会教育を推進するために

社会教育を推進するために 目次

社会教育を推進するために（京都府教育委員会）	1
与謝野町教育大綱～教育理念～	1
第2次与謝野町総合計画 分野5 教育・スポーツ・文化	1
令和8年度の社会教育を進める上での基本的な考え方	1
施策1 生涯学習の振興	
1 総合的な生涯学習の環境整備と充実	2
2 身近な学習の場の提供と地域づくりの拠点となる公民館活動の推進	2
3 生涯学習を促進する図書館活動の推進	3
4 高校魅力化についての取組	3
5 社会教育施設の活用	3
施策2 人権教育の推進	
1 一人ひとりの尊厳を大切にする人権教育の推進	4
施策3 地域社会・家庭の教育力の向上	
1 地域社会の教育力の向上	5
2 家庭の教育力の向上	5
施策4 文化芸術の振興	
1 文化芸術活動の促進	6
2 文化芸術に親しむ機会等の充実	6
施策5 文化財の保存と活用	
1 文化財の保存と活用	7
2 文化財関連施設の活用	8
施策6 生涯スポーツの振興	
1 スポーツを親しむ機会の充実	9
2 スポーツの競技力向上	9
3 社会体育施設の活用	9

社会教育を推進するために（京都府教育委員会）

目指す社会教育

人がつながる地域づくり・生涯学習社会の実現

社会教育推進の4つの柱

1. 生涯学習の振興
2. 家庭の教育力の向上
3. 地域社会の教育力の向上
4. 人権教育の推進

与謝野町教育大綱～教育理念～

基本理念

世界中の国や地域で、自らの責務を果たすことができ、自信と思いやりにあふれ、創造的に未来を開拓する精神をもつ人間をはぐくむ

基本目標

学力・思考力・体力・受容性・社会性・コミュニケーション能力
普遍性・教育環境

第2次与謝野町総合計画 分野5 教育・スポーツ・文化

分野別方針

「魅力ある教育が活力ある人や地域を創るまち」

基本施策

1. 一人ひとりの学ぶ意欲と確かな学力の育成
2. 一人ひとりを大切にする環境づくり
3. 生涯学習社会の実現と人権教育の推進
4. 生涯スポーツ社会の実現
5. 文化財の継承と活用

令和8年度の社会教育を進める上での基本的な考え方

方向性

1. 生涯にわたり、つながり続け、学び続ける地域づくり
2. 持続可能性の追求と、事業・行事の統合整理の推進の両立

説明

生涯学習の推進という社会教育の使命を果たすとともに、持続可能性の追求と、事業・行事の統合整理の推進の両立を目指します

施策 1 生涯学習の振興

1. 総合的な生涯学習の環境整備と充実

- (1) 生涯学習を総合的かつ効果的に進めるため、社会教育と学校教育・家庭教育との連携を強化する。
- (2) 青少年や高齢者など生涯の各時期や、障害ある方など様々な方に対応する学習機会を提供する。
- (3) 国際理解、環境保全、障害者等に関する教育など町民の多様な学習ニーズに対応できる学習機会の提供や、郷土愛を育むふるさと学習「よさの学」、教養を身に付ける学習機会の充実に努める。
- (4) 自主的なサークル活動の育成や各種社会教育団体の活動支援を行い、社会教育活動の推進と身近な指導者・学習ボランティアの確保・育成を図る。

2. 身近な学習の場の提供と地域づくりの拠点となる公民館活動の推進

- (1) 中央(地域)公民館・生涯学習センターと地区公民館が相互の連携の強化に努め、互いの役割を明確にしつつ、地域の活性化をめざした活動の推進・充実に努める。
- (2) 地区公民館が町民の身近な学習の場及び地域活動の拠点となり、地域課題に即した学習機会の提供や気軽に参加し交流できる活動に対する支援を実施する。
- (3) 公民館活動を担う人材育成と資質向上のため、公民館関係者の研修と交流を促進する機会を提供する。

3. 生涯学習を促進する図書館活動の推進

- (1) 町民の「学び」を支援する拠点として図書館を運営し、図書、記録等の収集、整理及び保存し、町民のニーズにあった幅広い情報を提供する。
- (2) 府立図書館や京都府北部地域連携都市圏を中核とした他の市町村立図書館と連携し、利用可能な図書の充実を図る。
- (3) 学校との連携強化に努めるとともに読み聞かせボランティア等を育成し、子どもの読書活動を推進する。



4. 高校魅力化についての取組

- (1) 「第2期与謝野町高校魅力化ビジョン」に基づき、町内唯一の高等学校である宮津天橋高等学校加悦谷学舎と協働し、地域とのつながりや保幼小中高の連携を進め、郷土に誇りと愛着を持ち、自信と思いやりにあふれ、地域の未来を創造できる人材を育成する。

5. 社会教育施設の活用

- (1) 生涯学習センター知遊館や中央公民館・地域公民館、図書館及び分室等、社会教育関連施設の適切な維持管理を行う。
- (2) 町の将来人口等も踏まえた適切な社会教育施設の配置について検討を進める。

施策２ 人権教育の推進

1. 一人ひとりの尊厳を大切にする人権教育・啓発の推進

- (1) 生命の尊さ、個性の尊重、他人との共生など人権尊重の理念や、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、患者、L G B T Q等に関するさまざまな人権問題についての正しい理解と認識を深めるため、公民館・学校や社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者などの、関係機関・団体等と連携した学習機会の充実を図る。
- (2) 様々な人々の人権意識の向上に努めるとともに、人権教育を担う人材の育成を図る。
- (3) 地域の実情を踏まえた学習教材の充実や学習内容、方法の工夫改善を図る。
- (4) 多様性を尊重し合う共生社会づくりを目指し、計画的な啓発活動や取組を図る。



施策3 地域社会・家庭の教育力の向上

1. 地域社会と連携した青少年教育の推進

- (1) 心身ともに健やかで、豊かな心を持った青少年を育成するため、地域社会全体で子どもを育てる環境づくりに対する支援の充実を図る。
- (2) 地域全体で未来を担う子ども達の学びや成長を支えるため、地域と学校とが連携・協働した活動を推進する。



2. 家庭教育の充実

- (1) 豊かな心をはぐくむ家庭の教育力を高めるため、家庭教育に関する学習機会の提供や支援を図る。
- (2) P T A活動などへの積極的な参加を促進する。

施策4 文化芸術の振興

1. 文化芸術活動の促進

- (1) 生活にうるおいと喜びをもたらし、豊かな人間性をはぐくむため、伝統文化の理解と継承、文化芸術の創作活動など地域における多様な文化活動を促進する。



- (2) 活動拠点や発表の場となる社会教育施設の活用を支援する。
- (3) 町内あるいは与謝野町に縁のある文化活動を行っている団体や個人との連携を図る。

2. 文化芸術に親しむ機会等の充実

- (1) 関係機関・団体との連携を強化し、文化芸術活動に関する情報や、優れた文化芸術に親しむ機会等を提供する。



- (2) 与謝野町にゆかりの与謝蕪村や与謝野鉄幹・晶子等を顕彰するとともに、江山文庫を中核とした俳句・短歌等を活かしまちづくりを推進する。



施策5 文化財の保存と活用

1. 文化財の保存と活用

(1) 文化財の調査を行い、所有者の理解と協力を得てあらゆる分野の文化財の把握に努める。また把握した文化財の中からより文化財的な価値が高いものを抽出し、その価値を明らかにするための調査・研究に努める。

(2) 文化財を保存し、次世代に継承するため、文化財の適切な保存・維持管理の体制・制度の整備を進めるとともに、高い文化財的価値を持つことが明らかになったものについては文化財の新規指定を進める。また重要文化財・旧尾藤家住宅をはじめとする加悦伝統的建造物群保存地区の建造物や町内各所に点在する美術工芸品を災害や盗難から防ぐための取り組みに努める。



(3) 学校教育現場を通じて児童生徒に文化財の価値を伝えるとともに住民対象の文化財講座などを行い、文化財の情報発信と学ぶ場の提供を推進する。

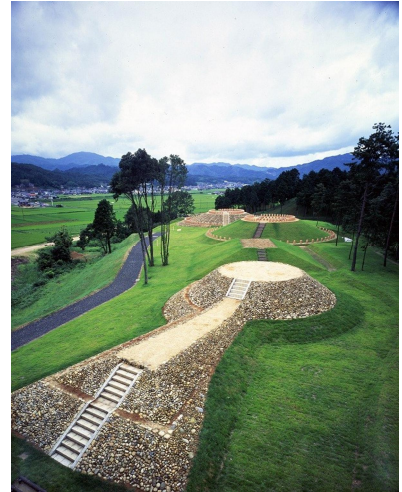


(4) 文化財を利用・見学しやすい環境を整備するとともに見学コース・ツアーの企画と提供に努める。整備された遺跡や重要伝統的建造物群保存地区の民間組織による活用事業への支援を行い、地域の誇りと愛着を生む文化財を輝かせることに努める。

(5) 文化財を支える人材・組織を育成するため、住民をはじめ有志が自発的に学び、情報共有できる場の整備に努める。文化財ガイド養成も含んだ文化財講座を行う。

2. 文化財関連施設の活用

- (1) 三河内郷土資料室・加悦椿文化資料館・古墳公園などの文化財関連施設の特色を活かした歴史文化の発信と理解を推進する。
- (2) 町の将来人口等も踏まえた適切な文化財関連施設の配置について検討を進める。



施策6 生涯スポーツの振興

1 スポーツを親しむ機会の充実

- (1) 町民一人ひとりが年齢や適性に合ったスポーツ活動に親しむため、各種スポーツ団体の活動を支援する。
- (2) スポーツ推進委員考案の「与謝野ひまわり体操」やニュースポーツの普及など、健康増進活動を推進するとともに、活動を担う人材を育成する。
- (3) スポーツを通じた健康増進や交流等が出来るようなスポーツイベントを実施・支援する。



2 スポーツの競技力向上

- (1) 子どもの体力・運動能力の向上を図るため、ジュニアスポーツ団体や学校、地域、関係団体等と連携・協力したスポーツ環境づくりを推進する。
- (2) 町民に夢と感動を与える競技スポーツを振興するため、競技団体を支援する。
- (3) 競技力の向上・競技人口の増加のため、優れた指導者を育成する。

3. 社会体育施設の活用

- (1) 屋外体育施設、屋内体育施設の適切な維持管理を行う。
- (2) 町の将来人口等も踏まえた適切な社会教育施設の配置について検討を進める。

令和 8 年度

事務分掌表



令和8年4月

与謝野町

教 育 委 員 会 事 務 分 掌

令和8年4月1日

教育長 長島 雅彦

係 名	事 務 分 掌	主 任	補 佐
総 括	◇ 事務局の総括に関すること ◇ 教育委員会の会議に関すること ◇ 教育計画に関すること ◇ 教育委員会連合会に関すること ◇ 公印の保管に関すること ◇ 総合教育会議に関すること ◇ 学校等の適正規模及び適正配置に関すること ◇ 教育に関する事務の管理及び施行状況の点検と評価に関すること ◇ 職員団体との交渉及び労務に関すること	教育次長 柴田 勝久	学校教育課長 小谷 貴儀

学 校 教 育 課

学校教育課長 小谷 貴儀

係 名	事 務 分 掌	主 任	補 佐
総 括	◇ 課内の総括に関すること ◇ 所管事項の企画立案に関すること ◇ 所管の予算及び決算に関すること ◇ 学校の設置、廃止及び位置変更に関すること ◇ 学校教育計画に関すること ◇ 指導主事及び人事主事に関すること ◇ 校園長会議に関すること ◇ 学校施設に関すること	学校教育課長 小谷 貴儀	係長 加畑 達也

総 務 係	係内の総括に関すること	係長 加畑 達也	
	◇ 学校施設の基本計画及び実施計画に関すること ◇ 学校施設の整備及び維持管理に関すること ◇ 学校施設の補助事業に関すること ◇ 学校施設の防災に関すること ◇ 学校施設の施設台帳及び財産台帳に関すること ◇ 校園長会議の事務に関すること ◇ スクールバスの運行に関すること	主任 廣谷 章彦	主任 小倉 真穂 会計年度任用職員 松尾 慶三
	◇ 学校教育に係る統計調査に関すること ◇ 指導主事及び人事主事の服務に関すること ◇ 叙勲及び表彰に関すること ◇ 奨学金に関すること ◇ 町税、各種公共料金の徴収及び滞納処分に関すること ◇ 事務局職員の労働安全衛生及び公務災害に関すること ◇ 事務局（出先含む）職員の福利厚生に関すること ◇ 会計年度任用職員に関すること ◇ 教育委員会の会議及び教育委員会連合会の事務に関すること	主任 小倉 真穂	主任 廣谷 章彦
	◇ 教育広報に関すること ◇ 情報公開に関すること ◇ 寄付採納に関すること ◇ 教職員住宅に関すること	主事 尾浪 俊輔	係長 加畑 達也
	◇ 文書の收受及び発送に関すること ◇ 公用車の管理運行に関すること ◇ その他庶務に関すること	会計年度任用職員 松尾 慶三	主任 廣谷 章彦

学 校 教 育 係

係長 加畑 達也

	◇ 学校教育課の予算編成及び決算に関すること ◇ 学校運営協議会に関すること ◇ 教科用図書採択及び支給に関すること ◇ 就学及び転入学に関すること（就学時検診事務を除く） ◇ 通学区域に関すること ◇ 児童生徒数の推計に関すること ◇ 学級編制に関すること ◇ 学齢簿に関すること ◇ 学校教育関係補助金に関すること	係長 加畑 達也	主任 大江 麻美 主事 尾浪 俊輔 主事 安田 佑利恵
	◇ 学校 I C T 教育に関すること ◇ 学校情報機器の管理に関すること	主事 森垣 奈々	係長 加畑 達也 会計年度任用職員 矢嶋 亜矢子

係 名	事 務 分 掌	主 任	補 佐
	◇ 就学援助に関すること ◇ 要保護児童対策協議会に関すること ◇ 学校保健及び学校安全に関すること ◇ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び報酬に関すること ◇ 学校の環境衛生に関すること ◇ スクールカウンセラーに関すること	主任 大江 麻美	主事 安田 佑利恵
	◇ 児童及び生徒の安全安心に関すること ◇ 教育支援センターに関すること ◇ いじめ防止対策等に関すること ◇ 学校教育整備及び教材に関すること ◇ 課の庶務に関すること	主事 安田 佑利恵	主任 大江 麻美
	◇ 日本スポーツ振興センターに関すること ◇ 学校の組織編成に関すること ◇ 教職員の組織に関すること ◇ 教職員及び講師の任免並びに内申に関すること ◇ 教職員の免許更新及び研修に関すること ◇ 教職員の服務及び給与に関すること ◇ 教職員の労働安全衛生及び公務災害に関すること ◇ 教職員の休養及び休職等に関すること ◇ 府費負担講師等の任用に関すること ◇ 外国語指導助手に関すること	主事 尾浪 俊輔	係長 加畑 達也
	◇ 学校教育及び学校経営の指導助言に関すること ◇ 教育課程及び学習指導法の指導助言に関すること ◇ 研究指定校に関すること ◇ 就学就園指導に関すること ◇ 特別支援教育に関すること ◇ 教育研究会等の指導助言に関すること ◇ 学校諸行事の指導助言に関すること ◇ 教育活動に係る諸調査に関すること ◇ 教職員の研修に関すること ◇ 教育支援センターに関すること ◇ いじめ防止対策等に関すること ◇ 教育相談に関すること	総括指導主事 井上 達夫 指導主事 宮崎 竜也 指導主事 樋口 幸弘 主幹兼指導主事 高岡 香代子	係長 加畑 達也 主任 大江 麻美 主事 安田 佑利恵
	◇ 教職員の人事及び服務に関すること ◇ 教職員評価に関すること ◇ 教職員研修（中央研修及び指導者養成等）に関すること	人事主事兼指導主事 森谷 秀博	総括指導主事 井上 達夫
	◇ 小学校外国語活動及び国際理解教育に関すること	外国語指導助手 ウヰヰラント・エリック・シエイムス	主幹兼指導主事 高岡 香代子 主事 尾浪 俊輔
	◇ 小中学校等の英語指導に関すること	外国語指導助手 ウヰザー・ダーク・シエイコフス ゴメス・ライアン・ハトリック	主幹兼指導主事 高岡 香代子 主事 尾浪 俊輔
特 命 事 項 1 課長が不在又は事故あるとき、その職務を代理する上席の職員は、係長 加畑達也とし、課長及び上席の職員共に不在又は事故あるときは、その職務を代理する職員は、主任 廣谷章彦とする。 2 この分掌表に定めたもののほか特に命じられた事項は、この限りでない。			

係 名	事 務 分 掌	主 任	補 佐
学 校 給 食 係	係内の総括に関すること	所長	増田 靖彦
	◇ 学校給食及び給食センター業務の統括に関すること ◇ 学校給食の計画及び指導に関すること ◇ 公印の保管に関すること ◇ 学校給食の予算の編成及び決算に関すること ◇ 給食センター運営委員会に関すること ◇ 給食センター給食費の経理事務及び庶務に関すること ◇ 文書の收受及び発送、保管に関すること ◇ 給食センター施設の維持管理に関すること ◇ 調理従事者の労働安全衛生に関すること ◇ 給食食物アレルギー対応検討委員会に関すること ◇ 自校給食に関すること ◇ 町税、各種公共料金の徴収及び滞納処分に関すること	所長 増田 靖彦	会計年度任用職員 小長谷きよみ 会計年度任用職員 番 栄里
	◇ 給食センターの改築に関すること	主任 廣谷 章彦	係長 加畑 達也
	◇ 学校給食の献立作成に関すること ◇ 給食物資の選定に関すること ◇ 給食物資の発注並びに検収に関すること ◇ 給食施設の環境衛生に関すること ◇ 食品の衛生管理に関すること ◇ 調理従事者の調理指導に関すること	栄養教諭 番場 梓 (府費負担職員)	所長 増田 靖彦 会計年度任用職員 小長谷きよみ 会計年度任用職員 番 栄里
	◇ 給食調理業務に関すること ◇ 米飯の炊飯に関すること ◇ 給食運搬業務に関すること ◇ 給食調理作業の円滑化に関すること ◇ 給食調理場の整理整頓に関すること ◇ 厨房機械器具の保守点検に関すること ◇ 米飯機器の運転管理に関すること ◇ ボイラーの運転管理に関すること ◇ 公用車の運転管理に関すること	調理員 吉田 忠宏	調理員 長島 和泰 千賀 亘
	◇ その他給食センターの庶務に関すること	調理員 千賀 亘	調理員 長島 和泰

- 特 命 事 項
- 1 所長が不在又は事故あるとき、職務を代理する者は、調理員 吉田忠宏とし、所長及び上席の職員が不在又は事故あるとき、職務を代理する者は、調理員 長島和泰とし、処理事項は速やかに所長に報告すること。
 - 2 この分掌表に定めたもののほか特に命じられた事項は、この限りでない。

与謝野町宮津市中学校組合

令和8年4月1日

教育長 長島 雅彦

係 名	事 務 分 掌	主 任	補 佐
	◇ 与謝野町宮津市中学校組合議会に関する事 ◇ 与謝野町宮津市中学校組合に関する事	学校教育課長 小谷 貴儀	教育次長 柴田 勝久 主任 小倉 真穂 会計年度任用職員 高橋 愛
	◇ 教育支援センターに関する事	主事 安田 佑利恵	主任 大江 麻美
	◇ 学校 I C T 教育に関する事	主事 森垣 奈々	係長 加畑 達也 会計年度任用職員 矢嶋 亜矢子
	◇ 外国語指導助手に関する事	主事 尾浪 俊輔	係長 加畑 達也
	◇ 学校教育及び学校経営の指導助言に関する事 ◇ 教育課程及び学習指導法の指導助言に関する事 ◇ 就学就園指導に関する事 ◇ 特別支援教育に関する事 ◇ 教育研究会等の指導助言に関する事 ◇ 学校諸行事の指導助言に関する事 ◇ 教育活動に係る諸調査に関する事 ◇ 教職員の研修に関する事 ◇ いじめ防止対策に関する事	総括指導主事 井上 達夫 指導主事 宮崎 竜也 指導主事 樋口 幸弘 主幹兼指導主事 高岡 香代子	係長 加畑 達也 主任 大江 麻美 主事 安田 佑利恵
	◇ 教職員の人事及び服務に関する事 ◇ 教職員評価に関する事 ◇ 教職員研修（中央研修及び指導者養成等）に関する事	人事主事及び指導主事 森谷 秀博	総括指導主事 井上 達夫
	◇ 中学校等の英語指導に関する事	外国語指導助手 ドラン・ピーター・ エマニュエル	主幹兼指導主事 高岡 香代子 主事 尾浪 俊輔

- 特 命 事 項 1 教育長が不在又は事故あるとき、その職務を代理する上席の職員は、教育次長 柴田勝久とし、教育長及び上席の職員共に不在又は事故あるとき、その職務を代理する職員は、学校教育課長 小谷貴儀とする。
- 2 この分掌表に定めたもののほか特に命じられた事項は、この限りでない。

社会教育課事務分掌

令和8年4月1日

社会教育課長 大江 聡

係名	事務分掌	主任	補佐
総括	◇ 課内の総括に関する事 ◇ 所管事項の企画立案に関する事 ◇ 予算案の作成及び執行に関する事 ◇ 所管施設の総括に関する事 ◇ 各課間の連絡調整に関する事 ◇ 社会教育振興計画に関する事 ◇ 受益者負担のあり方に関する事 ◇ 所管施設のあり方に関する事	課長 大江 聡	主幹 加藤 晴彦 課長補佐 成毛 克明
社会教育係	係事務の総括に関する事	課長補佐	成毛 克明
	◇ 社会教育委員会議に関する事 ◇ 地区公民館に関する事 ◇ 与謝野町公民館連絡協議会に関する事 ◇ 与謝地方公民館連絡協議会に関する事 ◇ 他に属さない社会教育団体に関する事	課長補佐 成毛 克明	主任 藤井 彩
	◇ 地域公民館に関する事 ◇ 京都府公民館連絡協議会に関する事 ◇ 地域学校連携事業に関する事 ◇ 高校魅力化・高校大学連携事業に関する事 ◇ 国際交流に関する事 ◇ スポーツ推進委員に関する事	主任 藤井 彩	課長補佐 成毛 克明
	◇ 放課後児童健全育成事業に関する事 ◇ 町税・各種公共料金の徴収及び滞納処分に関する事	主事補 橋本 雄介	課長補佐 成毛 克明
	◇ 俳句・短歌の振興に関する事 ◇ 江山文庫の管理運営に関する事 ◇ 文化団体に関する事 ◇ 文化芸術の振興に関する事	社会教育指導員 小坂 卓男 主事 山崎 初盟	主任 藤井 彩 社会教育指導員 後藤 昌典
	◇ 地域学校協働活動事業に関する事	社会教育指導員 小坂 卓男 地域学校協働活動推進員 吉田 達雄	主任 藤井 彩
	◇ 人権教育に関する事 ◇ 青少年教育・団体に関する事 ◇ 障害者教育・団体に関する事	社会教育指導員 後藤 昌典	主任 藤井 彩
	◇ スポーツの振興に関する事 ◇ 社会体育団体指導育成に関する事 ◇ 社会体育施設等の管理運営に関する事 ◇ 学校施設開放事務に関する事 ◇ スポーツイベントに関する事 ◇ ジュニアスポーツに関する事 ◇ 成人式に関する事	主査 蘓理 勝春	課長補佐 成毛 克明
	◇ 生涯学習センター知遊館の管理運営に関する事 ◇ 生涯学習センター知遊館の事業・講座に関する事 ◇ 生涯学習センター知遊館運営委員会に関する事 ◇ 岩滝地域公民館の管理運営に関する事 ◇ 岩滝地域公民館の事業・講座に関する事	館長 吉田 達雄 係長 竹下 浩二	公民館主事 末元 ゆかり 公民館主事 須田 志帆子
	◇ 図書館資料の収集、整理、保存及び廃棄に関する事。 ◇ 図書館（分室）の管理運営に関する事 ◇ 図書館協議会に関する事 ◇ 読書活動の推進に関する事	館長 吉田 達雄 課長補佐 瀬戸 真由美	図書貸出事務員 山崎 妙子 図書貸出事務員 大槻 香 図書貸出事務員 井俣 麻美子 図書貸出事務員 安見 文子

係 名	事 務 分 掌	主 任	補 佐
	◇ 中央公民館の管理運営に関すること ◇ 中央公民館の事業・講座に関すること ◇ 野田川地域の社会体育施設貸出に関すること ◇ 野田川体育館の管理に関すること ◇ 加悦地域公民館の管理運営に関すること ◇ 加悦地域公民館の事業・講座に関すること ◇ 加悦地域の社会体育施設貸出に関すること	館長 吉田 達雄	公民館主事 廣野 美穂 公民館主事 矢野 ゆみ 公民館主事 石倉 由加里 公民館主事 糸井 智子 清掃作業員 高橋 広貴
文化財保護係	係事務の総括に関すること	主幹 加藤 晴彦	
	◇ 文化財の保存及び活用に関すること。 ◇ 文化財保存活用地域計画推進協議会に関すること ◇ 文化財保護委員会に関すること ◇ 三河内郷土資料室の管理運営に関すること	主幹 加藤 晴彦	学芸員 清原 啓護 主事 山崎 初盟
	◇ 文化財の調査及び研究に関すること。 ◇ 史跡に関すること ◇ 伝統的建造物群保存地区に関すること ◇ 文化的景観に関すること ◇ 文化財の防火・防犯・防災に関すること	学芸員 清原 啓護	主幹 加藤 晴彦 主事 山崎 初盟
	◇ 古墳公園の管理運営に関すること ◇ 加悦椿文化資料館等の管理運営に関すること ◇ 民俗文化財に関すること	主事 山崎 初盟	学芸員 清原 啓護
	◇ 埋蔵文化財の保護・発掘調査・出土品整理に関すること ◇ 文化財収蔵施設の管理に関すること ◇ 文化財図書の管理に関すること ◇ 天然記念物に関すること ◇ 美術工芸品に関すること ◇ 京都府文化財保護指導委員に関すること ◇ 両丹文化財保護連絡協議会に関すること	文化財調査員 白数 真也	学芸員 清原 啓護

- 特 命 事 項 1 課長が不在又は事故あるとき、その職務を代理する上席の職員は、主幹 加藤晴彦とし、課長及び上席の職員共に不在又は事故あるとき、その職務を代理する職員は、課長補佐 成毛克明とする。
- 2 この分掌表に定めたもののほか特に命じられた事項は、この限りでない。

令和8年度 教育委員会関係の主な行事予定

月	学校教育課			社会教育課		
	日	曜日	行事内容	日	曜日	行事内容
4月	6	月	こども園入園式			
	7	火	小学校入学式			
	8	水	中学校入学式			
5月	9	土	中学校阿蘇海一周マラソン大会	15	金	古地図で歩くちりめん街道（第1回）
	17～	日	中学校修学旅行（加悦）	31	日	第18回よさの大江山登山マラソン大会
	20～	水	中学校修学旅行（橋立）			
	23	土	小学校運動会（加・岩・石・三・市・山）			
	24～	日	中学校修学旅行（江陽）			
6月	10～	水	小学校修学旅行（山）	2～	火～	知遊館講座開講
	11～	木	小学校修学旅行（岩・石・市）	6	土	古地図で歩くちりめん街道（第2回）
	13	土	中学校丹後ブロック陸上	7	日	いきいきウォーキング
	18～	木	小学校修学旅行（加・三）	上旬	～	加悦地域公民館一般講座開始
				上旬	～	中央・地域公民館土曜講座開始
7月	上旬		こども園訪問（～8月）	4	土	図書館七夕・夏のおはなし会（本館）
	11, 12	土	中学校丹後総体 （バレー・バスケ・テニス・卓球）	11	土	図書館七夕・夏のおはなし会（加悦）
				未定	土	図書館七夕・夏のおはなし会（野田川）
	18, 19	土	中学校丹後総体（野球・サッカー）	17～	木	夏休み読書マラソン（～9/1）
	24～	金	中学校京都府総体（～30まで）	下旬	～	中央・地域公民館夏休み講座開始
8月				29	土	知遊館人権映画会
9月	12	土	中学校体育祭（加悦）			
10月	上旬		学校訪問（～11月）	1～	木～	国重要文化財「ガラス釧」特別公開 （～11/3）
	1	木	中学校体育祭（橋立）			
	2	金	中学校体育祭（江陽）	3	土	ミュージックフェスタ
	7	水	与謝地方小学生陸上運動記録会	4	日	与謝野町駅伝競走大会
	10	土	こども園運動会（かえで・つばき・の第2）	18	日	家庭の日スポーツフェスタよさの
	15	木	中学文化祭（橋立）	31～	土～	図書館雑誌リサイクル（～11/1）
	17	土	中学丹後ブロック駅伝競走大会	31～	土～	町文化祭 展示発表（～11/1）
	20	火	こども園運動会（のだがわ）			
	21	水	小学校マラソン大会（加・岩・石・市）			
	24, 25	土	与謝・丹プロ新人総体			
	28	水	小学校マラソン大会（山）			
	30	金	中学文化祭（加悦）			
	31	土	小学校学習発表会（三）			

令和 8 年度 教育委員会関係の主な行事予定

月	学校教育課			社会教育課		
	日	曜日	行事内容	日	曜日	行事内容
11月	4	水	小学校音楽フェスティバル	1	日	古地図で歩くちりめん街道（第3回）
	7	土	小学校学習発表会（加・岩・石・市）	1	日	町文化祭 ステージ発表
	11	水	小学生阿蘇・天橋立駅伝大会	14	土	丹後大学駅伝
	12	木	中学文化祭（江陽）	29	日	与謝野町俳句大会
	18	水	小学校マラソン大会（三）			
	21	土	小学校学習発表会（山）			
12月	6	日	子ども発表会	6	日	子ども発表会
				12 下旬 未定	土 ～	知遊館クリスマスコンサート 加悦地域公民館冬休み講座開始 図書館クリスマスおはなし会
1月				10	日	二十歳の成人式
2月				未定		府民総体駅伝大会
				27	土	みんなで多様性×人権を考えるつどい
3月	12	金	中学校卒業式	未定		絵本作家講演会
	23	火	小学校卒業式			
	24	水	小・中学校修了式			
	26	金	こども園修了証書授与式・修了式			